

はじめに

■ 社協の存在意義が問われる“活動計画”策定ノウハウ・・・

21世紀の社会福祉において、「地域福祉の推進」は、社会福祉法（H12.6月）第1条でも示されているとおり、社会福祉の目的そのものであり、その意味で「地域福祉の推進」団体として、法定化された市町村社協は、まさに大変重要な時期を迎えたと言えます。さらに平成15年には、「地域福祉の推進」の具現化を目的に「市町村地域福祉計画」（行政計画）の策定が法定化され、その計画策定にあたっては、“住民が計画づくりへ積極的に参画するための手法を取り入れること（住民参加の原則）”に重点が置かれていることから、従来から「地域福祉活動計画」により、地域住民及び民間福祉関係機関・団体の主体的な参画による計画づくりのノウハウを組織固有の専門性・機能として持っている市町村社協への期待は、今後ますます高まっていくと言えます。

そうした時代背景のなかで、本県の「地域福祉活動計画」の策定状況については、策定済・策定中を含めても20%余り（H18社協便覧把握）にとどまっており、その意味では、“計画づくり”を通しての地域福祉活動を推進していくためのノウハウ習得、力量アップは、社協の今後の存在意義に関わる緊急の課題であるといえます。

そこで本会では、市町村社協が持つておくべき専門性・機能である「地域福祉活動計画」の策定について、その動機づけや策定プロセス（段階ごと）のポイント等、基本的な理解を深めていく素材のひとつとして本冊子を作成いたしました。

つきましては、本冊子が県下の市町村社協の「地域福祉活動計画」策定作業の促進・活性化に向けたひとつの契機となり、県内の各市町村社協の「住民主体の福祉コミュニティづくり」へ向けた飛躍的な取り組みにつながれば幸いに存じます。

平成19年3月

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

地域福祉活動計画の策定における意義・目的 01**地域福祉活動計画の策定前の心構え・流れの理解** 03

- ポイント 1 : 策定の前の心構え
- ポイント 2 : 策定のながれの全体像をつかんでおく

地域福祉活動計画の策定**Step1【事前準備段階】** 05

- ポイント 3 : 事務局体制
- ポイント 4 : 職員間の意識統一
- ポイント 5 : 理事・評議員会への働きかけ
- ポイント 6 : 策定に入る前の地域への動機づけ・合意形成
- ポイント 7 : 策定準備会(仮称)と策定スケジュール

地域福祉活動計画の策定**Step2【策定組織づくり段階】** 11

- ポイント 8 : 策定組織の体系
- ポイント 9 : 策定委員の人選
- ポイント10 : 策定委員会の役割
- ポイント11 : 部会・作業委員会の設置・運営

地域福祉活動計画の策定**Step3【ニーズ把握・課題整理の段階】** 15

- ポイント12 : ニーズを捉える視点
 - ポイント13 : ニーズ把握は重層的に
 - ポイント14 : 地区住民座談会の開催
-

地域福祉活動計画の策定

Step4【計画策定（基本計画・実施計画）の段階】…………… 20

ポイント15：計画の枠組みづくりの前の留意事項

ポイント16：計画構成・体系の理解

ポイント17：基本目標の設定までの具体的な作業プロセス

地域福祉活動計画の策定

Step5【計画決定の段階】…………… 25

ポイント18：理事会・評議員会での審議、承認・決定

地域福祉活動計画の策定

Step6【計画の広報・啓発】…………… 26

ポイント19：策定当初から策定後まで、
計画づくりの周知・啓発は徹底して行う

地域福祉活動計画の策定

Step7【計画の実施・管理・評価】…………… 27

ポイント20：進捗管理・評価体制は策定時から念頭に

参考資料…………… 29

- 全社協／地域福祉活動計画策定指針（抜粋）
「地域福祉計画策定への協力ならびに地域福祉活動計画策定推進における
社会福祉協議会の取り組み方針」
- 「市町村社協活動 基本指針」（抜粋）10.地域福祉活動計画づくり

地域福祉活動計画の策定における意義・目的

「市町村地域福祉計画」策定を前に、社協の真価が問われています 「地域福祉活動計画」策定は、急務課題！

1. 今なぜ、「地域福祉活動計画」の策定が必要なのか

- ▼ 平成12年に成立した社会福祉法において、地域福祉は今後の社会福祉の方向性として、大きく打ち出されました。また平成15年4月には、その地域福祉を行政として責任をもって計画的に推進していくための「市町村地域福祉計画」（社会福祉法第107条）の策定が新たに法制化されています。
- ▼ まさに“地域福祉時代”の幕開けの今日に、地域福祉推進団体として、同法において明確化された社協への大きな期待のひとつとして、地域住民をはじめ民間サイドの主体的な行動計画である「地域福祉活動計画」の策定があげられており、社協サイドにおいて全国的にも急ピッチで策定へ向けての取り組みが進んでいます。

「地域福祉活動計画」は、地域福祉を住民とともに目指していくための“羅針盤”であり、社協活動の“背骨”（基軸）ともいえる重要な取り組みです。

2. 地域福祉と社会福祉協議会

- ▼ 地域福祉とは“すべての住民の自立した生活のために必要な福祉と保健・医療等各種サービスの整備、総合化、予防活動、福祉環境整備、住民参加の福祉活動の推進を通して福祉コミュニティの形成を目指す福祉活動の総体”であり、社協の地域福祉の推進においては、特に「住民参加の福祉活動の推進」を基軸に推進していくことが重要な視点となります。
- ▼ また、社協は社会福祉法（109条）に地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明記され、地域住民・ボランティア、NPOをはじめ、行政及び各種の保健・福祉関係機関・団体など、周囲からの「福祉のまちづくり」へ向けたコーディネート役としての期待が高まるなかで、今後の住民参加と公私協働による地域福祉を推進していくためには、その連携と協働の“羅針盤”ともいえる「地域福祉活動計画」の策定は、社協における早急な取り組み課題といえます。

地域福祉活動計画の定義

- 地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」である。
- その内容は、「福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決め」である。
- 具体的には、「住民の福祉ニーズを明らかにし、これを解決するために専門機関や専門職、多様な福祉サービスや福祉活動を行う団体が役割分担を行いながら、住民の創意工夫による自発的な活動や福祉サービス利用者の社会参加などを促進するための諸活動」「住民の福祉問題に対する理解促進の活動や参加を促進する諸活動」「住民のさまざまな要望や願いを実現するための福祉のまちづくりに向けたソーシャルアクション機能」までを含んだものと考えられる。

3. 「地域福祉活動計画」を社協が策定する意義・目的

社協が計画を策定する意義・目的としては、次にあげる5つの事項が考えられます。

- ①策定作業のなかでの住民、関係機関との協議や地域の実態把握のための各種調査・ヒヤリングを通して、社協活動そのものの強化につながります。
- ②住民をはじめ関係機関へ社協の目指す地域福祉実践の道筋を明示できます。
- ③計画の内容そのものが、今後の事業実施や事務局体制拡充のための積算根拠となります。
- ④社協活動の地域福祉の実現へむけた進捗状況を評価する基準となります。
- ⑤策定プロセスのなかでの作業や協議を通して地域住民や関係機関との信頼関係のさらなる強化が図れます。

4. 計画策定上の留意点

策定上の留意点として、次にあげる3つのゴール（目標）を目指す必要があります。

◆ 計画策定における3つのゴール（目標） ◆

① タスクゴール

まず地域福祉を着実に推進していくための具体的な課題達成目標（数値・整備目標）を設定し実施することが必要です。

② プロセスゴール

計画は、住民、地域リーダー、各専門機関等の関係者の意見を集約し、組織的に合意・認識の作業を積み重ねていく成果であり、重視されるべきは、どのような計画が出来たかではなく、どう作り上げてきたか（策定過程重視）が問われます。

③ リレーションシップゴール

計画策定過程のなかで、計画に関わる関係者への福祉の理解や相互の信頼関係を深めていくことを目指しています。

◆ 計画の進捗管理・評価の仕組みづくりの重要性 ◆

計画は、策定して終わりではなく、そこから始まりです。その意味では、地域の問題解決へ向けて計画通りに取り組みが実施されているかどうかを定期的にチェックしていく評価の仕組み（第三者的な評価委員会）を計画策定段階から、計画のなかに盛り込んでおく必要があります。

◆ 徹底した住民参加の追求 ◆

計画が「絵に描いた餅」としないためには、住民や当事者が参加し、その声を中心に据えた策定が必要であり、策定から実施までのプロセスへの徹底した住民参加の追求が重要です。

— 住民参加の手法について —

- 福祉サービス利用者や当事者、その家族への調査・ヒヤリング
- 自治会・町内会等地縁組織や地区社協における住民座談会やワークショップ
- 地域福祉の担い手（ボランティア・NPO団体）からのヒヤリングや共同作業のなかで
- 策定委員について、一般住民への公募制の採用

従来のあて職的・固定的なメンバーによる住民参加ではなく、多様な手法に基づく住民参加（実態把握から計画実施まで）のもとで、ボトムアップでの計画策定に取り組んでいくことが重要なポイントです。

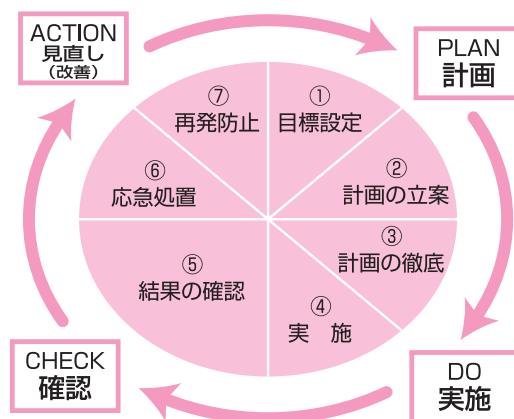
地域福祉活動計画の策定前の心構え・流れの理解



ポイント1 【策定前の心構え】

社協に求められる“経営”の視点と具体的な事業評価の指標としての計画づくり。

- ▼ 社協（社会福祉法人）にも経営の視点が問われるようになった昨今、地域の福祉課題の多様化とともに社協にも次々と新たな課題解決へ向けた多様な事業展開が求められています。
- ▼ 限られた人数のなかで、地域住民や関係機関の期待に対応していくためには、単なる事業運営的な活動スタイルを見直し、各事業の具体的な到達目標（数値目標）の設定にもとづく実践やその進捗管理・評価の実施といったいわゆるPDCA（PLAN→DO→CHECK→ACTION）の業務スタイルの確立が必要です。
- ▼ さらに目標達成度に応じて思い切ってスクラップ&ビルドを行っていくなど、より効率的・効果的に展開していく“（非営利）経営の視点”を組織全体でいかに持っていけるかが重要なポイントと言えます。



※PDCAの流れ／Plan（計画）→ Do（実施）→ Check（確認）→ Action（処置）

活動計画はそうした組織全体の意識改革へむけた重要なツールであり、また“ビジョンなき、組織は生き残れない”といった危機感のなかで、その重要な指標となる計画策定に社協は早急に着手していくべきと言えます。

【参考】「社協強化・発展計画（指針）」と「地域福祉活動計画」について

社協で策定していく「計画」には、大きく2つの性格をもったものが考えられます。

区分	策定主体	策定する内容	策定についての留意すべき事項
社協強化発展計画 ー社協の事業指針 ー中長期ビジョン	社 協	一定期間の事業	社協の事業・組織・財政を中心とした評価を行い、基盤整備やビジョンについて明らかにする
地域福祉活動計画	社協と多様な活動主体*注	当該地域社会の諸事業、活動の総体	地域社会全体の社会福祉諸サービスや地域福祉活動について、公民協働を基本に、住民や民間の総合的な行動計画として策定。住民参加・参画が大原則

*注／社協は呼びかけ役であり、活動計画策定の事務局を担っていく

上記のように「社協強化・発展計画」とは、社協の事業展開・組織についての一定期間の中長期的な指針として各社協が明確に位置づけていくことが必要であり、「地域福祉活動計画」とは分けて考える必要があります。その意味で「地域福祉活動計画」は社協が呼びかけ役となり、地域住民をはじめとして、地域の多様な活動主体（機関・団体）とともに策定していくことを基本に捉える必要があります。



ポイント2 【策定のながれの全体像をつかんでおく】

計画策定の流れを掌握し、あらかじめ全体の作業量や必要経費を見込んでおくことが必要。

- ▼ 計画策定は、多くの関係者を巻き込むとともに、壮大な作業と時間をともなう活動である。その意味では、計画策定についての流れをまず、主に担当する職員をはじめ、事務局全体で認識しておくことが必要です。

※下記「地域福祉活動計画」の策定の流れ 参照

- ▼ 具体的には、打ち合わせや会議の積み重ねとなるので、各段階ごとでどれくらいの会議を要するのか、あるいはどういった関係者に参画してもらうかなど、概ねの見込みをたて、それにもとづく経費をあらかじめ予算化しておくことも重要なポイントです。

【参考】「地域福祉活動計画」の策定のスナップ（流れ）

